

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年6月28日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	☐ 知事	☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県	
3. 市区町村名	伊丹市	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	9-1	
6. 独自利用事務の対象者	乳幼児等	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和6年3月28日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	28	
10. 保護評価書の名称	乳幼児等の医療費助成に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.bpc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&ij_no=&kk_name=%E4%BC%8A%E4%B8%B9%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E4%B9%B3%E5%B9%B3%E5%85%90%E7%AD%A9%E3%81%AF%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E5%8A%A	
12. 委任関係		▼

執行機関名 伊丹市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例(平成18年伊丹市条例第4号)による乳児、幼児、児童及び高校生等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの(乳幼児等)
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び頁数		伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1市長の項 第2号の7

ご指定の条約の名称及びその の該当部分		伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例(平成18年伊丹市条例第4号)による乳児, 幼児, 児童及び高校生等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの(乳幼児等)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例(平成18年伊丹市条例第4号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、(適切に養育される)こと、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その(心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られる)ことその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、(乳児, 幼児, 児童)及び高校生等の療養に要する費用の一部を助成することにより、これらの者の(健康を確保)するとともに、その(保護者の子育てを支援)することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例(平成18年伊丹市条例第4号) 伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例施行規則(平成18年伊丹市規則第8号) 福祉医療費助成事業実施要綱(平成4年7月1日施行)